

成年後見制度の類型

類型		後見	保佐	補助
要件	判断能力 〈対象者〉	判断能力が <u>欠けているのが通常の状態</u> の方。日常的な買い物もできず、誰かに代わってやってもらう必要がある。	判断能力が <u>著しく不十分</u> な方。日常の買物程度は一人でできるが、不動産売買や金銭の貸し借りなど重要な財産行為は自分でできない。	判断能力が <u>不十分</u> な方。重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できれば誰かに代わってやってもらったほうが良い。
	鑑定の要否(原則)	必要	必要	不要
開始 手続	申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人など、成年後見監督人など、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、 <u>市区町村長</u>		
	本人の同意	不要	不要	<u>必要</u>
同意権・ 取消権	同意権の必要な行為	—	<u>民法 13 条 1 項所定の行為</u> (具体的には借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為で、ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除く) 家庭裁判所の審判により、民法 13 条 1 項所定の行為以外についても範囲を広げることができる。	申立ての範囲内で <u>家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為(民法 13 条 1 項所定の行為の一部)</u> (具体的には、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除く。)
	取消権の可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上	同上
代理権	付与の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	
	付与の審判	不要	必要	必要
	本人の同意	不要	必要	必要